

議第74号

富士山南東消防組合の設立について

地方自治法第284条第2項の規定により、裾野市及び長泉町と消防事務等を共同
処理するため、別紙のとおり規約を定め、富士山南東消防組合を設立する。

平成27年11月26日提出

三島市長 豊岡 武士

富士山南東消防組合同規約案

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、富士山南東消防組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市町)

第2条 組合は、三島市、裾野市及び長泉町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）
- (2) 静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により、関係市町が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務
 - イ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく事務
 - ウ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務
 - エ ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づく事務

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、三島市南田町4番40号に置く。

第2章 議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は10人とし、関係

市町からそれぞれ次のとおり選出する。

三島市 5人

裾野市 3人

長泉町 2人

(組合議員の選挙)

第6条 組合議員は、関係市町の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

2 前項に規定する選挙を行うべき期日は、組合の管理者が定めて、関係市町の長に通知しなければならない。

3 第1項に規定する選挙が終わったときは、関係市町の長は、直ちにその結果を組合の管理者に報告しなければならない。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、当該関係市町の議会の議員の任期による。

(補欠選挙)

第8条 組合議員に欠員が生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した関係市町の議会は、速やかに補欠選挙をしなければならない。

2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の補欠選挙について準用する。

3 第1項の規定により選出された組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第9条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 執行機関

(管理者等の設置)

第10条 組合に管理者、副管理者2人及び会計管理者を置く。

- 2 管理者は、三島市長をもって充てる。
- 3 副管理者は、裾野市長及び長泉町長をもって充てる。
- 4 会計管理者は、三島市の会計管理者をもって充てる。

(管理者及び副管理者の任期)

第11条 管理者及び副管理者の任期は、関係市町のその職にある期間とする。

(職務権限)

第12条 管理者は、組合を統括し、これを代表する。

- 2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が定めた順序により、その職務を代理する。

(職員)

第13条 第10条に定める者のほか、組合に消防職員を置く。

- 2 前項の職員の定数は、組合の条例で定める。
- 3 消防長は、管理者が任命し、消防長以外の消防職員は、管理者の承認を得て消防長が任命する。

(監査委員)

第14条 組合に、監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が、組合議会の同意を得て、人格が高潔で、組合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び組合議員のうちから各1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、

後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第4章 経費

(経費の支弁方法)

第15条 組合の経費は、関係市町の負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金の割合は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算定される関係市町の前年度における基準財政需要額のうち、消防費に相当する額を基準として定める。ただし、これによることが適当でないと認められる土地の取得、施設の整備その他の特定の経費に係る負担金の割合については、関係市町の長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、静岡県知事の許可の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 平成28年3月31日までの間は、第3条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

(副管理者に関する経過措置)

- 3 第10条第3項の規定にかかわらず、副管理者については、この規約の施行の日から平成29年3月31日までの間は、裾野市長、長泉町長及び三島市の副市長をもって充てるものとする。

(経費の支弁に関する経過措置)

- 4 第15条第2項本文の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までの間の同項本文に規定する負担金の割合は、平成24年度から平成26年度までの3年間の

常備消防費及び消防施設費の決算額の平均年額を基準として定める。

(財産の承継)

- 5 平成27年度の末日において現に存する消防通信指令施設その他の三島市、裾野市及び長泉町消防広域化推進協議会の管理する関係市町の財産は、平成28年4月1日に組合に承継されるものとする。